破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３２０号
高知市万々642番地４
債務者　岩田　美緒
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３３３号
北海道亀田郡七飯町本町３丁目４番７号
債務者　花田　勝彦
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３０３号
奈良県橿原市上飛騨町100番地の１　日高山団地Ｏ―21号
債務者　中井　宏子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３０４号
奈良県大和高田市南今里町２番８―302号　ニューエスト高田
債務者　渡辺　篤史（旧姓上藤）
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３１１号
奈良県御所市櫛羅97―４フォルムフィールド・コート201、住民票上の住所奈良県御所市大字蛇穴636番地
債務者　山岡薫こと　林　　薫
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３１３号
奈良県北葛城郡河合町池部１丁目10番10号　メゾネット池部Ｅ棟101号、前住所大阪市平野区長吉長原東３丁目14番５号
債務者　小森　成治
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３１７号
奈良県大和高田市栄町４番３号
債務者　坂口トシミ
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第５６７号
埼玉県草加市八幡町1156番地６
債務者　門脇　美喜（旧姓政本）
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６０９号
埼玉県越谷市大字下間久里879番地５
債務者　森田　遼平
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１０８２号
千葉市緑区あすみが丘１丁目10番地５　サンハウスあすみが丘204号
債務者　加藤　好子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１３４号
千葉県市原市能満1925番地103
債務者　八木　英明
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１５７号
千葉市花見川区幕張本郷６丁目13番20号　カナン幕張本郷201号
債務者　藤原　博士
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１８０号
千葉県八千代市島田台998―４　特別養護老人ホームはなみずき、住民票上の住所千葉県八千代市大和田127番地
債務者　本間　孝悦
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１９２号
千葉県市川市須和田１丁目８番15号　ミキコーポＮｏ２―101号
債務者　大泉　　廣
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３８９号
高知市横浜西町19番36号
債務者　松木　惣一
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３９１号
高知県香美市土佐山田町宝町３丁目１番15号
債務者　橋本　美香
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３９３号
高知市長浜6561番地１　向山荘東１Ｆ
債務者　富永　正彦
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
高知地方裁判所破産係